

令和8年7月1日改定

(令和8年7月1日以降に積算業務に着手する工事から適用)

「香川県週休2日工事」Q&A

Q1 完全週休2日(土日)と4週8休との違いを教えてください。

A1 完全週休2日(土日)は、土曜日・日曜日を休工とする制度です。4週8休は、現場閉所率または休日率の割合を4週間で8日以上とする制度です。

Q2 要領第2条の完全週休2日(土日)工事、4週8休(月単位)工事及び完全週休2日交替制工事の対象となる工事を教えてください。

A2 完全週休2日(土日)工事、4週8休(月単位)工事について、発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえで週休2日工事として発注します。

以下のいずれかに該当する工事は、完全週休2日交替制工事として発注します。

- ① 通年維持工事や緊急対応工事等の緊急対応が必要な工事
- ② 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

Q3 工事着手日とはどのような場合ですか。

A3 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう)に着手する日をいいます。

Q4 要領第5条第1項第1号及び第5条第2項第1号の「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

A4 次のような作業が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保するうえで必要な作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

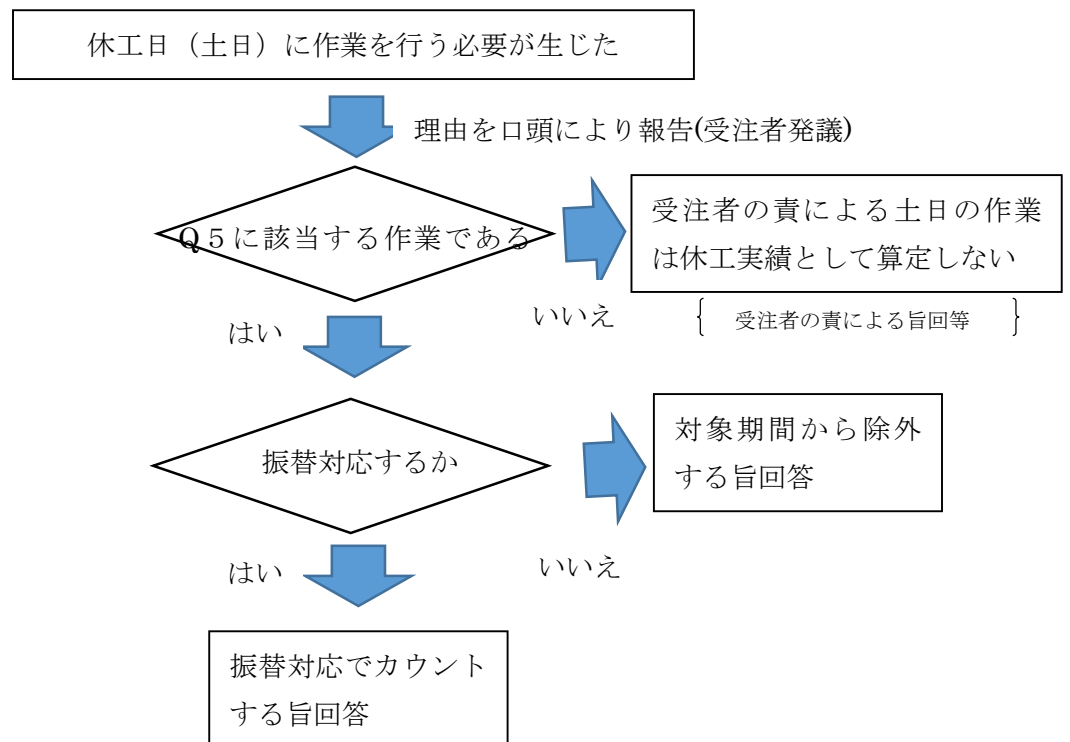
Q 5 要領第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 2 項第 2 号の「やむを得ず休工日にできない場合」とはどのような場合ですか。

A 5 次のような場合が考えられます。

- ・近接工事の工程調整の結果、休工にできない場合
- ・道路使用許可条件や地元要望のため、休工にできない場合
- ・降雨、降雪、出水期等により、作業予定日に作業が行えず、工程管理に著しく影響を与える場合
- ・関係機関との工程調整の結果、新たに制約が生じ、休工にできない場合
- ・その他工事の影響により、休工にできない場合
- ・その他、受注者の責（都合）によらず監督員が必要と認めた場合

Q 6 要領第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 2 項第 2 号のの振替の考え方を教えて下さい。

A 6 休工日を変更する場合は以下のフローとなります。ただし、受注者の責により現場作業を行う場合は、休工の実績として算定しません。



Q 7 要領第5条第1項第2号及び第5条第2項第2号の「休工日の振替を行う」場合の考え方を教えてください。

A 7 事前に監督員との協議により、4週8休の場合は、振替日を決めてください。完全週休2日の場合は、振替が必要な日を含む前後7日以内の土曜日及び日曜日以外の曜日に休工日を決めてください。ただし降雨、降雪、出水期等で休工日の振替を行う場合は、休工する事を決定した時点で速やかに監督員と協議して振替日を決めてください。

Q 8 要領第5条第1項第3号及び第5条第2項第3号で仮に土曜日を作業予定日としていた場合で、雨天などで当日休工とすることとした場合の手続きはどうなりますか。

A 8 Q 6の手続きと同様に行ってください。

Q 9 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 9 4週8休の場合は、休工すれば休工日の実績とすることができます。完全週休2日（土日）の場合は、祝日は平日と同様に取り扱い、原則として1週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q 1 0 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 1 0 降雨や降雪等により休工する場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、振替日を工事監督員と協議して決めてください。完全週休2日（土日）の場合は、前後の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q 1 1 要領第7条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 1 1 完全週休2日（土日）工事及び4週8休（月単位）工事について、週休2日を確実に実施することが確認できる工程を検討し、記載例は別紙（工程表）のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

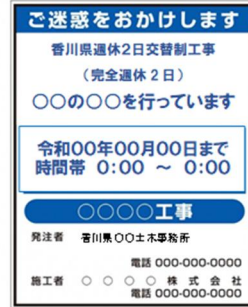
完全週休2日交替制工事について、技術者・技能労働者の休日の確保状況を証明する方法として、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で行ってください。

Q 1 2 要領第 8 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 1 2 工事中標示板の記載例は次のようなものです。週休 2 日工事での完全週休 2 日（土日）または 4 週 8 休、交替制工事での 4 週 8 休を区別して記載してください。

「完全週休 2 日（土日）」の場合

「4 週 8 休」の場合



Q 1 3 要領第 1 1 条の休工日及び休日の確保の状況の報告はどのようにすればよいのですか。

A 1 3 休工日の確保の状況を確認する資料の例として別紙（週休 2 日確認シート）を参考にしてください。

また、休日の確保の状況の報告は、別紙（週休 2 日交替制報告様式）を参考にしてください。

Q 1 4 要領第 1 3 条の経費の補正の内容はどのようなものですか。

A 1 4

当初予定価格の積算は、月単位の週休 2 日を達成した場合の補正を行っているため、月単位の 4 週 8 休を達成できなければ、休工実績に応じて、変更設計を行います。

| 経費区分 | 月単位の週休 2 日 【当初】 | 未達成の場合 |
|--------|--------------------|--------|
| 労務費 | 1.00 | 補正なし |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 補正なし |
| 現場管理費率 | 1.03 | 補正なし |

Q15 要領第14条の明らかに受注者に、週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。またその際の工事成績評定の工程管理の項目に反映させるとはどのようなことですか。

A15 受注者が工事着手日までに、週休2日を考慮した工程を、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合は、「文書による改善指示」を行い、工事成績評定の工程管理における項目で「工程管理がやや不備である」にチェックが入ります。

Q16 要領第15条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A16 アンケートを実施する際に別途通知いたします。

Q17 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A17 別紙 手続きフローを参考にしてください。

Q18 要領第5条第3項において、休日の確保の確認対象者は下請負人も含みますか。

A18 元請負人・下請負人の全ての労働者が対象者となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人につきましては、対象者にはなりません。

Q19 要領第5条第3項において、1日でも当該工事に従事すると、休日確保の対象者となるのでしょうか。また、労働者等は当該工事以外でも従事することが想定されますが、当該工事以外への勤務はどのように取り扱えばよいのですか。

A19 交替制工事の場合、1日でも当該工事に従事すると、休日確保の対象者となります。当該工事の休日に当該工事以外に従事していた場合でも休日としての取り扱いとします。

Q20 通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が想定される工事では長期間での工期設定としており、工期の内作業日数が数日となる労働者等についても、休日率算出の対象期間は、工事着手日から竣工日までとするのですか。

A20 そのとおりです。

Q 2 2 実施要領第 5 条第 3 項完全週休 2 日交替制工事に記載の「技術者及び技能労働者」とは、具体的に誰を指しているのですか。

A 2 2 技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として現場に置かなければならない者であり、監理技術者、主任技術者、現場代理人を言います。

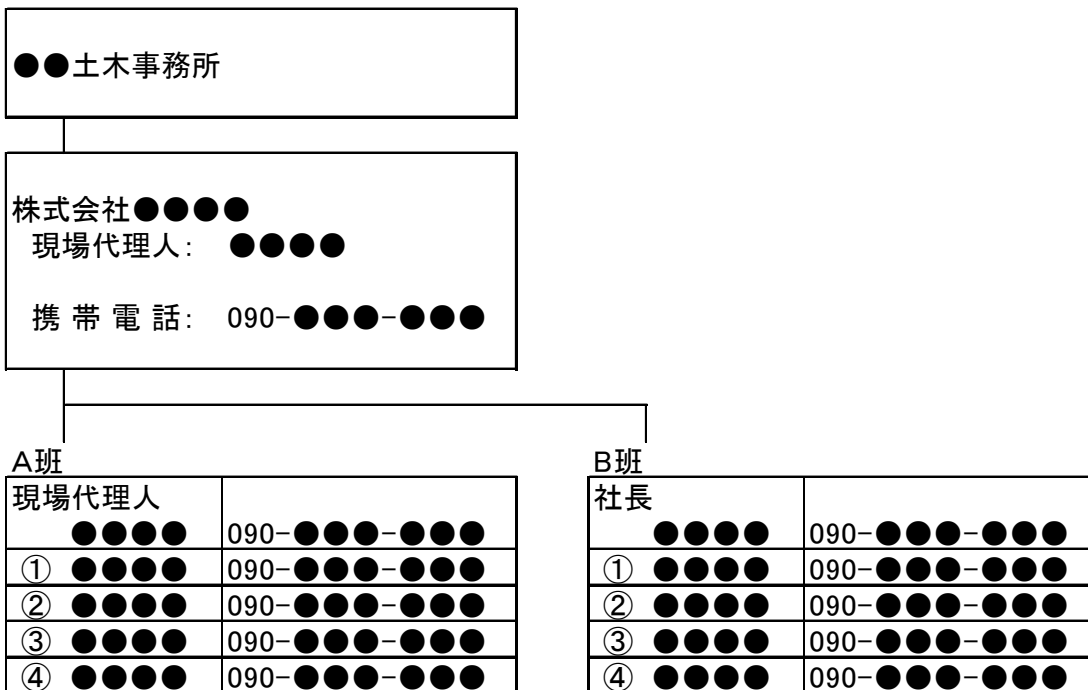
また、技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員を言います。

Q 2 3 実施要領第 7 条第 2 項の完全週休 2 日交替制工事の場合、「技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載」とありますが、具体的な記載例にはどのようなものがありますか。

A 2 3 例えば、現場作業に当たる対応班を 2 班体制（A 班、B 班）とし、A 班が休日の作業対応で平日に振替を取得する場合においても、B 班が作業対応する体制が整備され、当該工事における 4 週 8 休を確保できることが、施工計画書の資料として、文章や表、名簿等で確認できれば承認できます。

なお、2 班体制にした場合においても、現場代理人から各班の作業員へ通知できる体制が整備されておれば、現場代理人と主任技術者を各班に 1 名ずつ配置する必要はなく、他工事と同様に兼ねることが可能です。

【連絡系統図】（記載例）



【休日確保体制】（記載例）

1週目

| | ○月○日(月) | ○月○日(火) | ○月○日(水) | ○月○日(木) | ○月○日(金) | ○月○日(土) | ○月○日(日) |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A班 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 休工 | 休工 | 待機 |
| B班 | 休工 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 休工 |

2週目

| | ○月○日(月) | ○月○日(火) | ○月○日(水) | ○月○日(木) | ○月○日(金) | ○月○日(土) | ○月○日(日) |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A班 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 休工 | 休工 | 待機 |
| B班 | 休工 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 休工 |

Q 2 4 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A 2 4 原則1日単位で休工や休日を確認するものであるため、0.5日としてカウントできません。

Q 2 5 月単位の考え方を教えてください。

例えば3月18日から工事着手した場合、3月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのでしょうか？それとも4月18日までをひと月として週休2日の達成を確認するのでしょうか？

A 2 5 上記の場合、3月18日から工事着手した場合、3月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。
なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 2 6 月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば31日の内8日休み→25.8%）

それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？

また、振替日の休工日扱いはどうなるのか。

A 2 6 月単位での達成の確認方法はその月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。

対象期間を通して続く場合でも月ごとに土日の合計数以上休工していれば達成したとみなします。

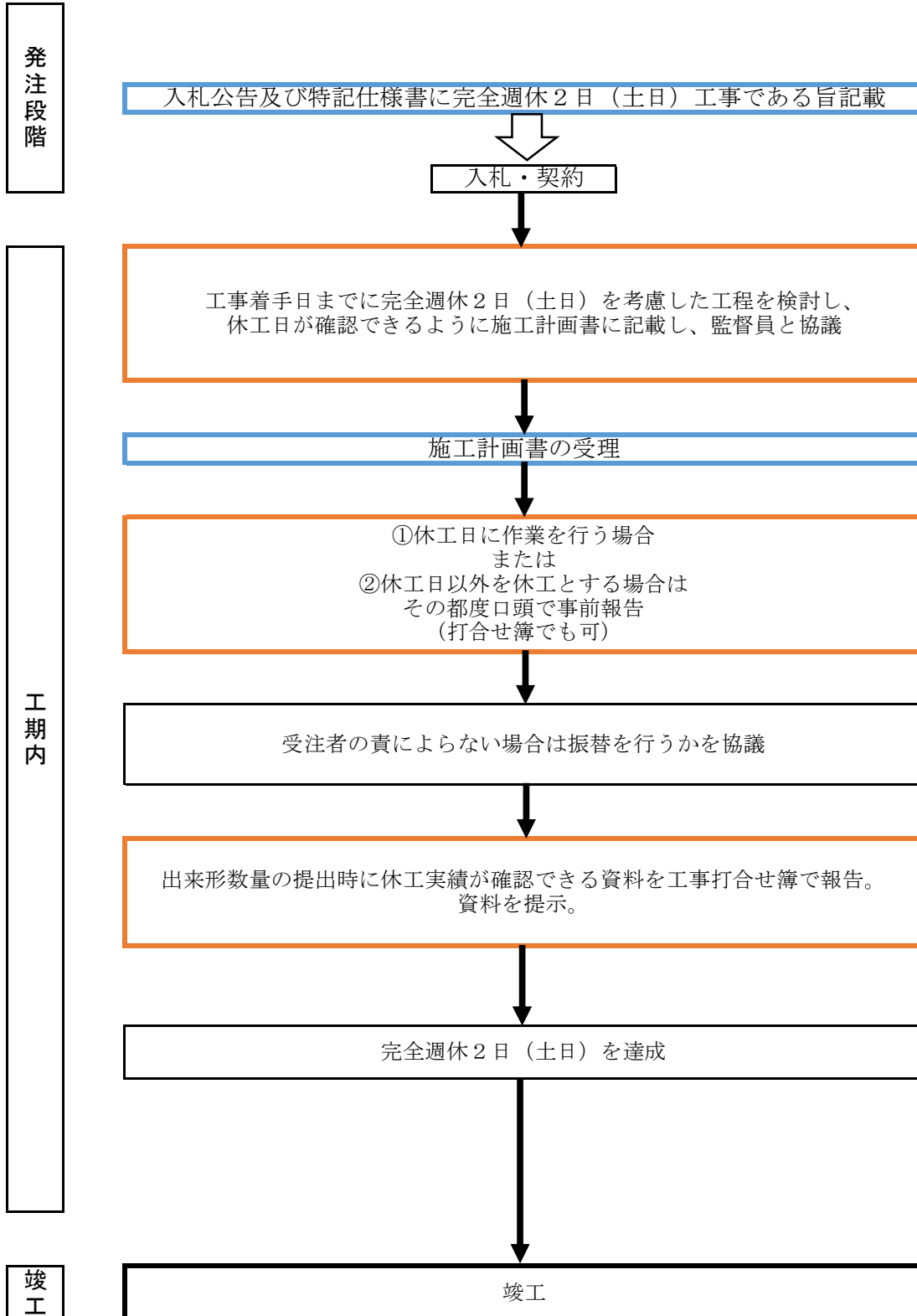
また、降雨等による受注者の責によらない予定外の現場閉所の場合は振替前の日を休工日にカウントし、受注者の責による現場閉所の場合は振替後の日を休工日にカウントし、それぞれを考慮した対象期間及び月単位での週休2日の達成を確認します。

Q 2 7 完全週休2日交替制の考え方を教えてください。

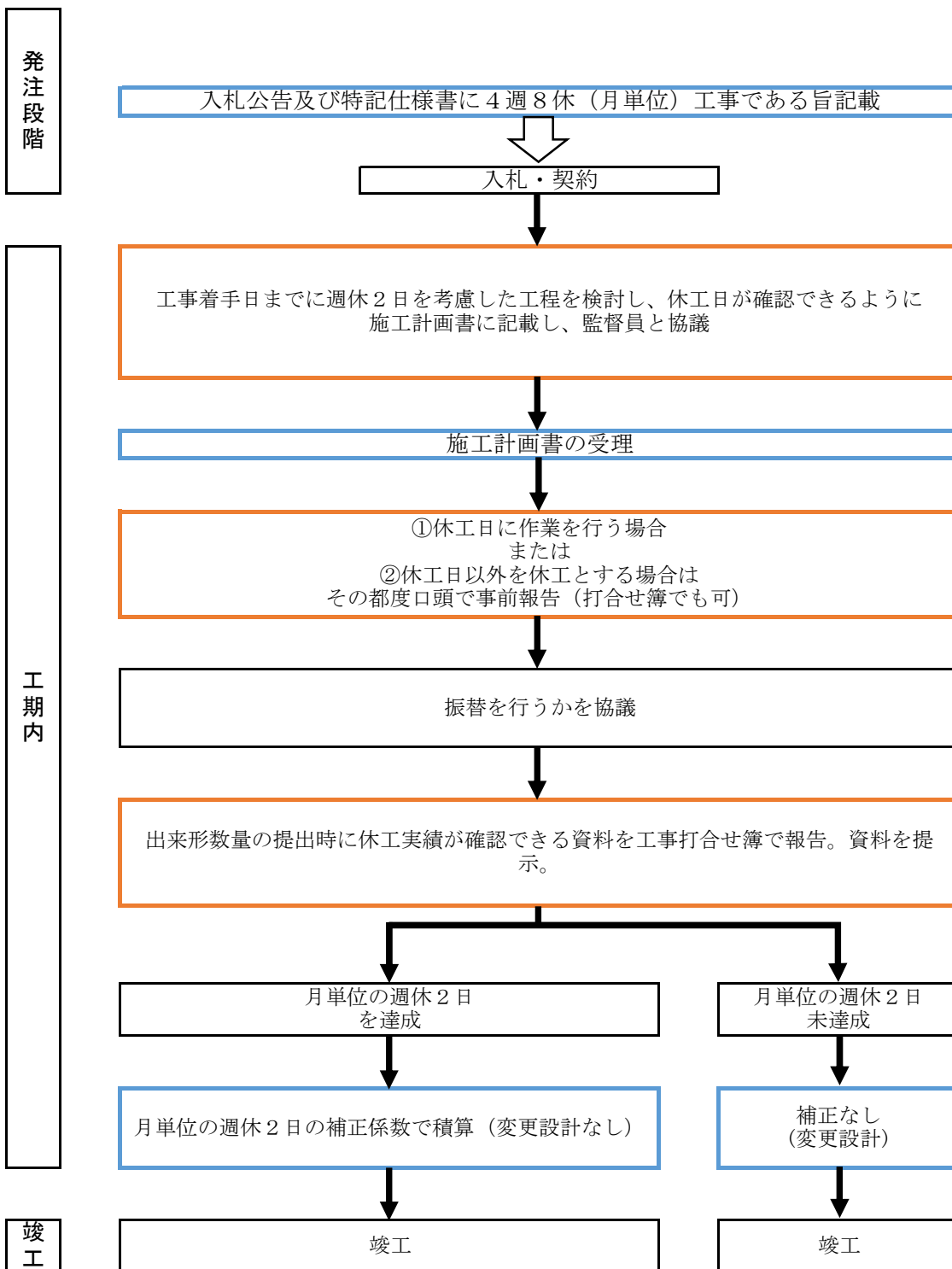
例えば工事着手日が水曜日だった場合、次の月曜日からさらに次の日曜日までの1週間で週休2日の達成を確認するのでしょうか？それとも水曜日～翌週火曜日までの1週間で週休2日の達成を確認するのでしょうか？

A 2 7 上記の場合、工事着手日から次の日曜日までを1週間として週休2日の達成を確認します。その期間の土日の合計数以上休日としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

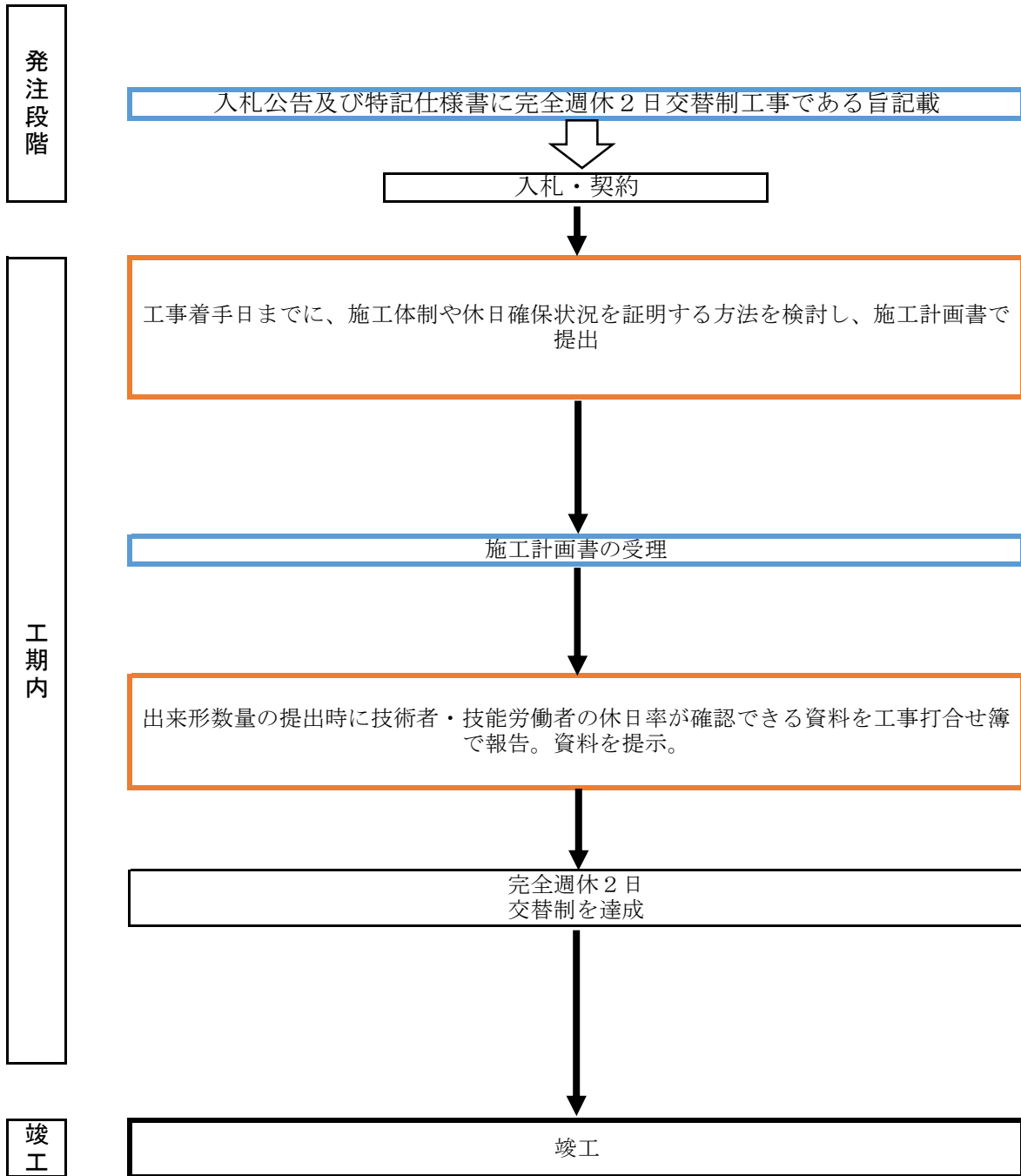


※ □ は発注者の手続き、□ は受注者の手続きを表す



※ □ は発注者の手続き、□ は受注者の手続きを表す

別紙 週休2日交替制工事手続きフロー
土木工事標準積算基準書のみ



※ □ は発注者の手続き、□ は受注者の手続きを表す